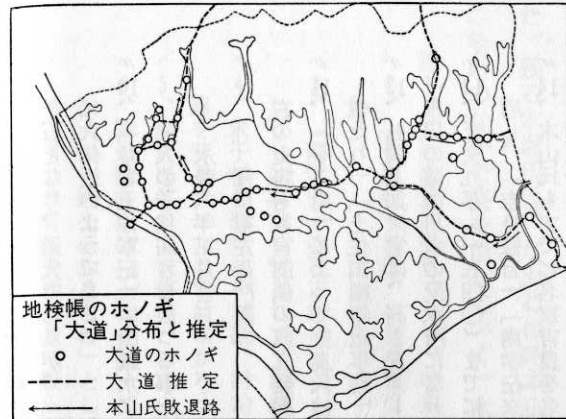


長宗我部、本山両氏の争覇

長宗我部、本山両氏の争覇 本山氏が南下して朝倉城を占拠、ついで吉良氏を滅ぼした後、さらに吾南平野および高東平野より一條氏を駆逐し、ついに浦戸城（高知市）にまで進出したことは前述したが、本山氏の土佐国中央部支配も長くはなかった。有為転変の激しい戦国時代であったから



である。永禄年中ついに本山氏は西から一條氏の反撃をも受けたが、とくに東よりの長宗我部氏の攻撃は急激かつ苛烈であって、本山氏の敗退となり、土佐国中央部は完全に長宗我部氏の手中に帰する。主として左表に示すように、この争覇戦は永禄前半のことであった。本山氏の抵抗反撃も強烈であって、両者の激突した永禄三年（一五六〇）五月の長浜の戸の本、同若宮における戦いは、戦国武将長宗我部元親、親貞兄弟の初陣であり、また同五年（一五六二）九月の朝倉、神田、鴨部（以上高知市）の戦いも、激烈を極めたものであった。本山氏に勝って、長宗我部氏ははじめて土佐一国を手中に収めることができたのであって、いわば武将長宗我部元親の試金石であった。以下一覽表を見ることにしよう。

弘治二年（一五五六）長宗我部国親が、本山麾下の秦泉寺掃部（かみもと）を敗亡さ

せたのが衝突の開始であるが、両者とも一時慎重で動かなかった。その後

永禄三年（一五六〇）頃、本山勢浦戸湾にて長宗我部氏の粮運船略奪、衝突開始。

同 同 国親長浜城を陥れる。

同 同 長浜雪隠寺前戸の本の戦い、元親初陣。

同 同 長浜若宮の戦、親貞奮戦。

同 同 本山茂辰浦戸城退去朝倉城に入る。

同 同 潮江、国沢、大高坂（以上高知市街部）長宗我部氏に降る。

同 四年（一五六二）頃井口、比治（高知市西部）長宗我部氏に降る。

同 同 吾南各地長宗我部氏に降る。

同 同 大黒一族朝倉庄（高知市朝倉）の麦を薙ぐ（焼却）。

同 同 本山氏吉成与三郎をして恋の森城（高知市）を守らしめる。

同 同 本山麾下の神田、石立（高知市西南部）の城主ら敗走する。

同 同 朝倉城下および鴨部、神田にて本山、長宗我部激突、勝敗決せず。

同 六年（一五六三） 本山茂辰朝倉城を焼却、領家（高知市）をへて本拠本山城（本山町）に退去。

同 同 本山氏の一部隊一宮庄（高知市）を焼打、土佐神社炎上する。

同 七年（一五六四） 長宗我部氏本山城攻撃、本山氏ついに本山城を退去、北方瓜生野（本山町）に籠る。

元龜二年（一五七二） 本山氏降伏、滅亡。

以上は主として、「土佐国編年紀事略」によって整理したものであるが、その間長宗我部国親はまず永禄三年（一五六〇）六月死去、また本山茂辰も同六年頃（一五六三）敗戦の痛憤の中で死ぬる。本山氏はまた同三年（一五六〇）蓮池城（土佐市）を一條氏に奪回される。一條、長宗我部の合意によったもので、本山氏は腹背に敵を受け

たことになる。長浜敗北ですでに士氣沮喪した本山勢は、一條勢に対し、「防がんとする兵一人もなく我先に我先にと落行きける」「古城伝承記」という。もっともこれは多少本山に対しては不当であり、長浜城あるいは朝倉城付近の戦いは、土佐戦国期最大の激戦であり、長宗我部氏をいたく苦しめたものと云えよう。長浜戦後の国親の死も無関係とは思われない。

さもあらばあれ本山氏は、三カ年の死闘の後、ついに朝倉城を放棄退去した。その原因の一つに、吾南地方の生産力豊かな農村の失陥があったのではなからうか。以下いよいよ春野地方に焦点を絞って、本山氏退去の姿を追ってみよう。主として永禄四年（一五六一）のことであった。

本山氏吾南を失なう 吾南地方の、当時における動きを伝える貴重な史料が四つある。いずれも原史料はすでに無いが、「土佐国編年紀事略」等に、採録されたのは好運であった。また軍記物にも「土佐物語」等若干伝えられたものがある。これらを勘案して綴ることにしよう。まず日付に従って、

名字の事橋本に任候。弥虎口心懸肝要に候也。

永禄三年七月十二日

茂 辰

橋本甚兵衛とのへ

これは「土佐国蠹簡集」に収められたもので、所蔵者は秋山村庄屋であった。また七月といえは、長浜合戦から二月たらずである。「虎口」とあるように、吾南平野には、長宗我部氏の勢力が本山氏を圧してひしひしと迫っている。本山茂辰は家僕を武士に召し出し、秋山城の防戦を令したものである。つぎに、翌年になれば、

連々機遣比類無く候。然は弓箭存分の上にて、一町五段扶持すべく候。弥忠節仕るべく候者也。

永禄四年三月十五日

元 親

堀内九郎右衛門かたへ

この文書は東諸木村庄堀内市之進所蔵で、「土佐国編年紀事略」の筆者は、この時点で「元親東諸木まで蚕食し、芳原以西はまだ茂辰に従へり」としている。右の堀内九郎右衛門は東諸木城一砦一主と考えられ吾南の風雲はいよいよ急である。これを受けて立つかのように奇しくも同日付で、

光清定番仕るべき由比類無く候。褒美として五段申付くべく候。弥心懸肝要に候也。

永禄四年三月十六日

茂 辰

堀内源左衛門との

また、

光清定番仕るべきの由、比類無く候。褒美として、六段申付くべく候。弥心懸肝要に候也。

永禄四年三月十六日

茂 辰

島田善左衛門とのへ

右の「光清」城は「土佐国蠹簡集」によれば、「吾川郡吉原村に在り、善左衛門は九左衛門祖父也」とある。この地東諸木、芳原の境界が同時に本山、長宗我部両勢力の境界であった。

こうした両勢力必死の対立の中で、雀が森城主高橋竜岐守（一説徳弘円也）も没落したと思われるが、永禄三十五年（一五六〇〜六二）と年は過ぎたが、その間両勢力の小競合いは間断なく続く。「さる程に爰の乱妨、彼処の放



雀が森城跡(東諸木)

火、苗代返し、菊田、麦薙、鉄砲の競合、永禄三年より同五年に至る迄止む時なく、死生存亡を宗とする程の軍はなけれども、吉良(本山)は日に添へて衰へ、長宗我部は月を随って猛威を振ひけり」「土佐物語」と結局は本山に不利であった。

茂辰は大勢止むをえずと慎重で、弘岡村だけは死守する方針であったが、子の将監親茂はこれを快よしとせず、すでに長宗我部に従った芳原、森山、秋山を奪回すべく決心、まず秋山城を攻撃する。「土佐物語」には

夜討に馴れたる兵四百人勝りて、二百人をば秋山の寄手とし、二百人をば後詰の手当として、笠符を一樣に付けさせ、合詞を約束して、夜既に二三更の程なりければ、秋山の城へ押寄せ、二百人同音に鬨を吐と作る。城中大きに震動して、馬よ物具よと轟く程に、暗さは暗し分内は狭し。馬放れ人騒いで、手負ひ討たる者数を知らず、我先にと逃げふためきて、生捕らるる者も多かりけり。頓て城に火をかけ勝鬨を上げて、吉良の城へ引取りける。

と秋山城陥落の様を伝えている。弘治三年(一五五七)の森山城陥落につぐものである。なお同書には、すでに長宗我部氏に従った木塚左衛門太夫が所用で浦戸城に立ち越し、帰途秋山城陥落の混乱の中で、敗兵より木津賀城も焼き落されたと聞いたが、勇を鼓して帰城、焼き落されたことは誤信であったと知る。木津賀城は攻撃を免かれたものである。もっとも木塚氏のその後についてはほとんど語るものがない。さてこの報せを受けて長宗我部方では、ただちに部隊を編成、元親の弟親貞を大将に、千三百余で本山氏の拠点吉良の城を攻撃する。本山方も準備怠りなかったので、両者はここに激突する。「土佐物語」には

さる程に両方の軍勢弘岡の野に打臨みて、敵三度鬨を作れば味方も鬨の声を合す。馬の足に障る草木もなき平々たる広き野に、両陣相懸りに懸りて、一所に颯と入乱れ火を散らしてぞ戦ひける。汗馬の馳進ふ音、太刀の鏗音、矢叫びの声山野彦に答へて夥し。辰の刻より未の終まで十七ケ度の駈合に両方に討たる兵八百余人、疵を蒙むる者数を知らず。両陣互に戦ひ屈し相引に引退き、城兵は城に入れば寄手は陣を取り、帷幕の内にぞ休みける。其後は互に弓鉄砲軍にて掛々しき合戦はな

かりけり。

右の本山、長宗我部の弘岡合戦あるいは秋山城陥落も、「土佐物語」のほかにはこのように具体的に伝えられていない。古戦場と伝えられる場所もなく、したがって日時もまたまったくわからない。しかしながらおそらく有りえたことであろう。「古城伝承記」には、多少違いがあるが、左のようにこの時点での吾南の動きを伝えてい

る。本山勢が長浜で敗軍、茂辰が朝倉城に退去した時、吾南は大いに動揺したので、一挙に併呑を志した元親は、永禄三年(一五六〇)五月岡豊を出陣「長宗我部左京進、江村小備後を先手として、吾川郡木塚の城へぞ押寄せける。城主左衛門太夫出向ひ、勇を振ふといへども多勢に無勢、叶はず人質を出して降参す。其外秋山、森山、西畑、仁野村等の城々皆責伏せられ、腹を切るもあり、明けて隆参するも有て向ふ者あらざれば、直ちに吉良へ押寄せ、一日一夜息をもつが攻むれども、本山の一族多勢にて籠りしかば、固く守て降らず。元親城の躰をかんとくし、一旦此陣を引くべしとて責口を開き、森山には富家刑部を入置き、秋山、吉原、木塚にも加勢を差置き帰陣に赴かる」としている。両者を勘案すれば、秋山城夜襲は別にして、弘岡における両軍の合戦はあったと思われる。本山勢が、最後の弘岡から敗退した時点はいつであったらうか。おそらく朝倉城の攻防戦のために、全力を集中する必要から撤収したものと考えられるので、永禄五年(一五六二)八月頃のことであろう。それはとにかくに、天文―弘治―永禄と約二十年にわたった本山氏の吾南支配は終わり、長宗我部支配に移ることになる。この間、吾南平野には北から西から東からと戦いが持ち込まれた。その激動に国人吉良、森山、木塚等の没落とともに、名主層でもその姿を失なったものも多い。地検帳に出た知行者―給人を見れば、激動した在地の状態は明らかである。戦場の冒険に賭けて成功した者、挫折した者、戦乱の思わぬ犠牲になって家族、家財を失なった者等伝えられたものはないとしても、そこに起った悲劇は数多かつたことであろう。

以下吾南地方が長宗我部支配下に、どのような道を歩んだかに移ることにしよう。長宗我部支配下にも吾南には、長宗我部吉良氏を中心にまた多くの悲劇が生れている。

長宗我部吉良氏の興亡

吉良左京進親貞 実元親の弟である。永禄三年（一五六〇）五月の長浜若宮の戦以来、元親とともに戦国武将として長宗我部氏家運隆盛の基を築き、ついに本山氏朝倉城退去、吾南完全征服の時点で、本山氏同様吉良を称し、吉良左京進親貞と名乗って弘岡村等を支配する。「土佐国編年紀事略」には

同年（永禄六年）長宗我部左京進親貞を以って弘岡村吉良の城主とす。是より改めて吉良左京進親貞と称す。

として、永禄六年（一五六三）のこととする。また同書はこれを、翌年の香美郡前浜村（南国市）伊都多神社の棟札に、吉良親貞とあるのによつて傍証している。本山氏退去後の迅速な支配体制の整備である。

ところで親貞は、弘岡村のほかにも吾南地方で相当の所領を与えられたようであるが、これは親貞の蓮池城調略後とも考えられるので、以下まず親貞が謀略を用いて蓮池城を乗っ取ったことについて語ろう。

仁淀川を挟んで、一條氏と長宗我部氏が本山氏退去後、なお七年間平和を保ったことは不思議とも思われるが、これは長宗我部氏が東に安芸氏と対立したからである。永禄十二年（一五六九）安芸氏の滅亡によつて、新しい一條、長宗我部関係は生まれる。すなわち同年十一月の謀略による蓮池城乗っ取りである。「元親記」によれば、はじめ元親はこれに乗り気でなかったようであるが、統一への気運はすでに高まっている。謀略を好むことは元親として同様である。かくて親貞は、蓮池城内の一條氏の番士の中に甘言をもつて裏切者をつくる。平尾新十

郎（佐渡）、土居治部（肥前）、冲弥藤次（加賀）である。ついに「謀叛相究め引入れの日限申定め、狼烟をしるべに弘岡より人数をあひ渡し、元亀元年十一月六日の夜蓮池の城を取り、残る者皆戸波を差して落行く。其後戸波の城を攻落し城中の者命を助け、名越坂を限り送り捨てたり」「元親記」として、ほとんど無抵抗で高東平野を占領する。一條氏の守兵にも土佐の大勢は判明し、戦意をすでに喪失していたからのもある。

本山氏退去、一條氏の蓮池城放棄と相まって定まった吾南の支配状態は、地検帳からよく読み取られる。もともと弘岡村は慶長二年（一五九七）検地で、長宗我部吉良氏はすでに滅亡して、その姿は止められていないが、この地域は、もとより長宗我部吉良氏所領の中核であった。そのほかにまず「吾川郡下分七名御地検帳」には、

テキ地

一所壹段四十代 下昌

柳瀬村 吉良九郎兵衛給
弘岡御分

として、現在の伊野町三瀬地区は、全部「弘岡御分」すなわち長宗我部吉良氏の所領である。また現在の伊野町伊野地区についても

弘岡分伊野村地検帳

とあって、天正十六年（一五八八）検地当時「長宗我部吉良氏滅亡前」には、「弘岡分」すなわち長宗我部吉良氏の所領であった。これに隣る八田村については、右のように明快に示すものがないが、同地が前記三瀬、伊野地区同様に慶長二年（一五九七）に再検地されている点から、この地も長宗我部吉良氏の所領と考えるものである。さらに春野地方については「吾河郡仲村郷喜津賀西分地検帳」に、

マスイ

一所壹反卅代 出十六代一分
上やしき 左京進殿御分

西分マスイノ村 万々う
同領 植田

とあるように、「左京進殿御分」すなわち長宗我部吉良左京進の所領である。また喜津賀東分についても、

ヲモヤ前四十五代地
一所參拾五代_中屋敷

東分内谷_中宮人給
左京進殿御分
同し居

と西分と変りがない。かつて木津賀古城にあった木塚左衛門太夫は没落し、その所領がこうして弘岡村同様に、長宗我部吉良氏に与えられたものである。

ところで仁ノ村西畑についてであるが、同地検帳の

同しノ南
一、三拾代_中出拾三代

同村(仁ノ村)蓮池御正作
同し(仁ノ村分)

は注意される。蓮池は、前述のように蓮池城に移ったために長宗我部吉良氏が、弘岡様あるいは蓮池様と呼ばれたからであって、このほか同地検帳に「蓮池古市屋敷替藤孫右衛門」あるいは、同地検帳の西畑の分に「大上御分」―蓮池大上であって親貞後室と推定―とある点から、この地方も主として長宗我部吉良氏の所領であったと考えられる。ただ同地に点々と、

クホタ本ハ壹反地東依
一、四拾貳代四歩勺_中

同村(仁ノ村)富家出雲守給
森山分

とある「森山分」は、次に述べるように元親の同じく弟である香宗我部親泰の所領と考えられる。

地検帳の森山分は、森山村、秋山村、甲殿村を含み、前述国人森山氏の旧領であるが、その一筆を取ればたとえば

同し(ウツシリ)西
一、壹反卅代_上出廿二代

同(沖大良村)富家出雲守給
同し(森山分)

あるいは

同し(クサキ谷)ノ北本ハ卅代也
一、廿五代_上

同(森山村)中山田吉兵衛給
同し(森山分)

本ハ野村彦太夫分

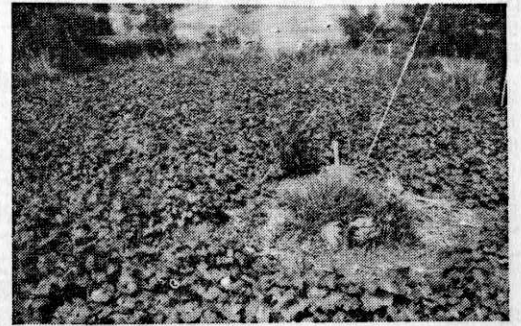
その他「平等寺新右衛門」「入交弥左衛門」「池内肥前」ら香宗我部氏の家臣と見られる給人が多く、香宗我部氏に前述長宗我部吉良氏同様に森山分が与えられたものである。なおこの点に関し、次の「土佐国編年紀事略」の

同年(天正三)十二月三日香宗我部親泰、池内肥前守真武、同真保、富家出雲守秀頼をして、吾川郡森山村八幡宮を造立せしむ。

は、同社の棟札によったもので、同地を香宗我部氏が領有した何よりの証拠と見ることができ。

さて謀略家親貞は、蓮池城に移り高東地区でも所領を得、高東、吾南の総帥となったが、長宗我部氏が天正二年(一五七四)一條兼定を放逐した後は、中村城に移る。「長元記」に「一條殿御居城へ平人は恐れ有りとして、則ち元親公御舎弟吉良左京進入城申され、是限りにて土佐一箇国残所なく年々弓矢相続く十三年にて、元親公御存分に相済む所件の如し」と伝えるところである。しかしながら親貞の中村在城はきわめて短期であった。「土佐国編年紀事略」によれば、天正五年(一五七七)年僅かに三十六歳で中村城に死去する。時しも元親の四国征服戦開始早々である。謀略家親貞の死は元親にとって大きな損失であったであろう。長宗我部吉良家は嗣子親実が継ぐ。以下親実の非業な最後を語らねばならない。

親実の憤死 親貞の後嗣左京進(新十郎)親実は、父に劣らぬ武將で、早くも元親の四国征服戦に参加、讃岐国引田(香川県引田町)で、秀吉麾下の猛将仙石秀久と対戦する。天正十一年(一五八三)のことで、親実は引田



伝雞冠木弥太郎墓（西分丸山）

の古城を守る秀久の軍勢を、激しく追い立て追い散らしたという「元親記」。元親の四国征服は、秀吉の進攻の前に屈したため、親実らの勇猛も空しくなったが、さらに天正十四年（一五八六）十二月、秀吉の命により豊後国に出陣した四国勢は、同国戸次川畔（天分市戸次）に大敗、元親の長子信親は戦死、元親も辛うじて遁がれるという惨状であった。この時戦死した土佐勢の中に、吉良播磨守がある。この人物の伝記はほとんどわからない。親実の兄か弟であろうか。若くして他郷に戦没したものである。そのほかに、「吾川郡喜津賀東分地検帳」に出る、

同し東地

一、拾四代下々屋敷

同（東分）同（吉原村）雞冠木給

左京進殿御分

支配下に、木津賀城をはじめ没落した木塚左衛門太夫の所領の一部を与えられている。その雞冠木氏の一族の雞冠木弥太郎という武士が、吉良播磨守同様に戸次川に戦死している。弥太郎についても伝えるものはないが、芳原と西分の境に近い笠懸の丸山に、村人が今も祭る古い墓が、弥太郎を葬ったものという「刊本南路志」。現地は見晴しのよい丘の上で、周りは甘藷畑に囲まれている。小さい自然石の墓石が数箇固まっけていて、なかにはかやが生えていた。無常迅速の世の姿である。

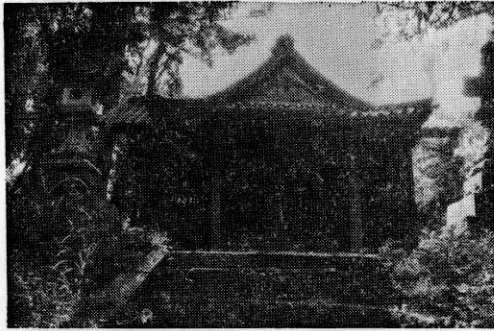
さて戸次川合戦敗北は、長宗我部氏の運命を大きく狂わせる。まず信親死によって早急に後嗣を定めなければならぬ。元親には外に次男香川親和、三男津野親忠、四男盛親とあった。元親は次男、三男が他家を継いだとして、四男盛親を後嗣と定め、これに信親の娘を娶わせる。その年月は明らかでないが、この後嗣決定が長宗我部一門の紛争となり、長宗我部吉良氏ついに滅び去る。

この事件には元親の意を受けて盛親擁立に働いた久武内蔵助親直と、親実との激しい対立も織り込まれ、事件をさらに惨酷陰湿のものとする。もともと親実は剛気かつ粗野な武将、それに元親の甥であり婿であることもあって、勢いに奢るところがあったが、親直はまた家老の最上席として飛ぶ鳥も落とす利権者、とくに元親の信頼する謀将で、政治の才がある。両者の対立は武断派文吏派の対立、一門と吏僚の対立ともとれないことはない。両者の対立がはじめて人目を引いたのは、天正十四年頃（一五八六頃）元親が、秀吉の命による献上の木材を仁淀川畔で伐採搬出した時であった。一説には弘岡付近で仁淀川堤防を構築した時ともいう「勝賀野次郎兵衛討死物語」、仁淀川畔のどこかであっただろう。その鞆当の模様は「元親記」に、

此時内蔵介は黒茶の道服を着て笠を着け、杖を突き川中の木の上に居て人数を遣い居れば、左京進は身軽く出で立ちて弓を持って川滝に居らる。扱左京進今誰にてもぬたをゆく者あらば、一矢持って参らすると川原を走り廻る。内蔵助は左京進を見付けたるや見付けざるや右の出立ちにて居たり。扱左京進祿（征力）矢を取ってつがひしが、いかゞ思はれけむ。其矢をゆるめふくらじんとを以て、内蔵介が着たる笠をうち破りたり、誠に興をさましたる事なり。

「元親記」の筆者もこのように親実の乱暴を非難する。これに対し、

内蔵介さらぬ牀にて居たる所に、又初の祿矢を取って打つがふ。土居肥前と云ふ者、内蔵介と近く居り候つるが、是を見て内蔵介に申す様、左京進御出にて候が御存知なきか、笠をぬかれ候へと申す。此時内蔵助笠をぬきて左京進へ使者を遣わし、大人数の中にて御座候へば御出でを遅く見付申し候。それへ罷渡るべく候へ共、是にて申付け候はねば成り申さず候間、御免候へと申す。



木塚明神宮(西分増井)

中世吉良を名乗ったものに三つの名家があった。源氏に出ると称する吉良氏は、戦国の争覇戦に敗れ去り、その跡嶺北本山氏が吉良を称したが、その

同書の筆者はこれに続けて、その死を惜しみ「是ぞ長宗我部の果口と皆人眉をひそめけり」と批判している。親実の憤死は、勢力争いに敗れ去った戦国武将の姿であって、手を束ねて諫死した近世武士とは違うものである。長宗我部政権の変質期の危機を示すものと考えられ、儒教倫理を大きく取り上げるべきものとは思われない。

家運の末かや浅まじや。又各も代々の家老として、非道と思ひながら、一言の諫言に及ばず我等に腹切れとの御使、真甲二つに切割き自害せんと思へども、せんなきことなれば恨を死後に報すべしと、血眼に成り脇差取直し腹十文字に搔切られ、首うてよと有ければ半山安之丞かじやく錯しけり。

桑名弥次兵衛、宿毛甚左衛門を召して、左京進に腹を切すべし。今朝掃部介が事を聞いて用心する必定なり。左京進は本身なれば、卒に取懸り不覚をとるなど、究竟の兵六百人左京進屋敷をとりまく、左京進是と見て、心静かに家内の仕置して居たり。桑名、宿毛参りければ左京進出合い申されけるは、某に腹を切らせ玉ふ罪は何事ぞや、桑名承て此間の御諫め御立腹なりと申せば、金言は耳に逆い良薬は口にながしとは是成るべし。御心に応ぜずば御同心なき迄、切腹の科とは何事ぞや。某不肖なれども元親公の御為には甥なり、尊なり、軍忠も莫大なれば実子の如く思ひ給んに引かへて、腹を切れとの御結構

る。梅軒の学統が長宗我部吉良氏にまで続いたとするもので、魅力のある考え方と思うが、戦国武将の心情としてはどうであろうか。

激怒した元親は、まず親実に同調した一族比江山掃部介親興に自刃を命じた後、

定めて御道理有べく候へども、此の左京進は尤と申し度く候へども、天下は六十六ヶ国内には珍敷仰付られると存じ、一ヶ国の主の内にも四国、中国まで一度手に入れ給ふ元親卿ほどの人道妨げ、外には女これなき様に、姪を伯(叔)父の妻に仰付られる段然るべからず。御家は末に成ると憚り乍ら存じ奉ると申し、涕を流し袖を洗ひ、誠に信親白骨再廻(マヤ)を出給ふと存じ、盛親為には弥三郎(信親)殿は兄にてこれなきや、御尤と一道(同)仕られる人一利を立て言上仕られ様と申せば、座中一言の言ふ者これなく(以下略)。

其の段内々左京殿御心指故なり、別して近頃津野御寄合ひ、惣領に孫次郎(親忠)立てらるべしと御肝煎承る。さては疑いなしと申す。

両者の対立は明らかである。片や元親の意志を受けて盛親を擁立、片や兄弟の序列を守って親忠を擁立する。結局は権力争いである。これに対して「土佐物語」を中心に、親実が朱子学の倫理によって反対したとの説があ

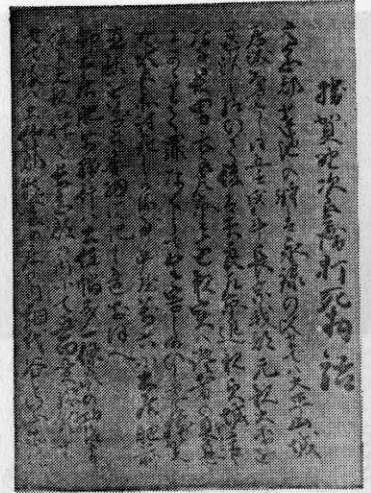
この場合は内蔵介の陰忍によって納ったが、やがて破局の日はくる。この年月が前述のようにはっきりしない。不明の歴史はどこまでも吉良氏に付いて廻るようである。一般には天正十六年(一五八八)十月とされているが、「喜津賀東分地検帳」には「合天正拾七。己丑年二月十日」と検地日付があるのに、左のように、

天神カ谷
一所言反拾代 出□拾代参歩

東分 内谷村 池寺扣
喜津賀 左京進 殿 御分
天神領

とあって、長宗我部吉良左京進親実は健在である。今は何年のことと定める史料を持っていないので、疑問として置くに止める。

さて元親の前述意向が重臣中に申し渡された時、左京進親実は左のように語気激しく反対する「土佐国編年紀事略」所収「津野系図大野見本」。



「勝賀野次郎兵衛打死物語」
(南路志)

支配は短かく、これに続いた長宗我部吉良氏もまた劣らず短期であった。戦国の姿であろう。長宗我部吉良氏滅亡の、悲憤の歴史にさらに加えられた、土佐の武辺物語勝賀野次郎兵衛の闘死を以下語ることにしよう。

勝賀野次郎兵衛闘死 勝賀野次郎兵衛は高岡郡仁井田郷松葉川村(窪川町)の出身であった。西山晴視氏「勝賀野次郎兵衛」によれば、「仁井田郷地検帳」所収の同郷宮ノ谷の、

勝賀野土の
一、廿四代 上ヤシキ

土の
同 し(勝賀野分)

には、次郎兵衛の父右衛門尉が住んでいたという。「土佐物語」では幡多郡中村出身で、その系譜は身分の低い者としているが、これは矛盾している。とにかく長宗我部氏の高岡郡以西進出によって、長宗我部氏に従い、やがておそらく吉良親貞の中村在城を機会に臣従、ついに蓮池城で屋敷を給せられるとともに、吾南平野でも喜津賀方面で土地を与えられる。すなわち「高岡郡蓮池郷地検帳」の「是より城屋敷分」の、

同しノ西木卅代
一、廿八代 三歩 上ヤシキ

同(池ノ縁ノ村)勝賀野二良兵衛給
同 し(蓮池御分)

右の屋敷に住んでいたものと考えられよう。検地当時はもちろん蓮池様は吉良親実である。また「吾川郡喜津賀東分地検帳」によれば、東諸木村にも

同しノ東前一反地
一、四拾五代 志歩 上

同(東分)同(諸木村)勝賀野次良兵衛給
同 し(左京進殿御分)

とあり、そのほか吉良氏支配下の喜津賀、仁ノ村等に所領があった。なお「土佐物語」には、次郎兵衛が検地について功があったとしているので、この土佐戦国期を代表する武辺者は、なかなか尋常一様の人物でなかったようである。

さて親実を切腹させた元親は、ただちに武術練達の土居肥前に命じて、蓮池城を預る勝賀野次郎兵衛の所に送り、上意打によって次郎兵衛を倒して蓮池城を接收せよという。もとより主人を死なせた元親に、おめおめと城を渡す人物ではないとの判断である。土居肥前は蓮池城に向う途中塩見、野中、北代ら四人の加勢を得て、計五人で次郎兵衛屋敷に到着する。これらは「勝賀野次郎兵衛討死物語」「南路志」に記せられたもので、討手の土居肥前の語ったものとなっている。以下次郎兵衛屋敷到着後の凄惨をきわめた死闘の状況を同書によって語ろう。

勝賀野住所は山屋敷にて大道一筋に見える所也。各参るを早々見けるにや、親実には腹を切らせけるとかや。何も存じの所、左京進事元親の甥、聳なるにおかす事なき身を生害させしこと、我生死の残念也。此勝賀野が参りたらは無実。に腹は切らせましきものを、何もは定て此次郎兵衛を討ちに来るべし。去りながら遙々遠路へ参られたれば粥を致しふるまへと申付る。土居申すは元親より仰られしは、左京進には甚だ悪逆有る故切腹致させし也。勝賀野次郎兵衛事領。知相違無く安堵せしむべし。次には左京進城を急度相渡すべしとの命也と申せば、次郎兵衛返答に、左は元親の申さる、や、祿をはむ家臣として主を殺させ生残るべきや、元親は無下に愚なる人かな。飴を以て童を釣るやうなる申され様かなと、怒て刀を抜く。其時我々にも身構えせしに勝賀野申すは、是は進士太郎国光が作れるもの也。此討物を抜合せなば、かたがた何人は限らずには。覚えぬものをとて鞘に治め、又脇差を抜合せなばかたかた五人や十人は。胴切りてすてんと鞘に納め、いまだ二、三寸窓口に見えし時、塩見弥惣御意と云て抜打にしければ、勝賀野とそとて塩見の乳の下を胴伐て、反す太刀にて野中源三兵衛をけさに打たおし、其儘庭前へ飛で出る。威は迅雷の震ふが如く、黒煙をたてて北代兩人某^{ナカガシ}としのぎをけつり鐙をわり、命を

塵芥に比して面をふらず戦ける。しかへし所へ北代四郎右衛門連やつきけん、木の根にけしとむ所を腰のつがひを伐てはなす。市右衛門甥の敵ごらん有れと竜虎の嘖をなし西風東風戦しが、精神やつかれけん又は計略にや申けん。土居殿我草臥たれば休息するぞ、随分働かれよとて傍へ退て休みけるを、某と勝賀野人ませもせず只式人雌雄を論じ戦ふ所を、後より北代勝賀野が両足を切て放せば、次郎兵衛あをのけに倒れざまに、おのれにぬかるなと云て脇指をしゅりけんに打ければ、市右衛門小腹へ鐙をせめて打込み。兩人一所にはてける。某其儘勝賀野が首を取る。塩見卒尔を仕出し何れも無念に討れたり。

次郎兵衛の最後がこの通りであったとすれば、まことに見事な武者ということになる。ことに戦いの前段の駆け引の巧妙さと、最後の一投は、戦場の冒険に賭けた武者の闘死を飾るに相応しいものである。なお「土佐物語」では北代市右衛門は死んでいない。西山晴視氏は、前掲で次郎兵衛の討手となつて蓮池城に向つた五人の住所等を、地検帳を手懸りにして克明に拾っているうち、北代市右衛門は喜津賀の内谷村に居住していたという。不可解な行動のようである。またこの市右衛門は、後の浦戸一揆として抵抗して戦死した一領具足の一員であつたという。激しい世の変転の中で生きた人間には、後世の者の思い及ばぬ心の動きもあつたことであろう。西山氏はさらに前掲で勝賀野次郎兵衛の闘死は、ずっと後のことで慶長はじめであり、場所も戸波城跡（土佐市）付近ではないかと疑問を出される。「南路志」によつたものである。前掲「勝賀野次郎兵衛討死物語」が、戦記物として後年書かれたものであることから、あるいはこのような疑問も起りうるであろう。

とにかく長宗我部吉良氏は怨を呑んで滅び去つた。そして当時の人びとは、その怨をじかに感じ取る心情を持つていた。そこから亡霊として人びとに怖れられた七人みさきの伝説が生まれる。七人とは宗安寺真西堂、永吉飛弾、勝賀野次郎兵衛、吉良彦太夫、城内大守坊、日和田与三左衛門、小島甚四郎であつて、吉良氏滅亡に殉じた人である。このほかにみなお殉じた人があつたのであろう。七人に限られたのは、亡霊にふさわしい数と思わ

れたからであろうか。うち吉良彦太夫の所領は吾南地方にもあつた。いま春野町西分の増井には吉良親実を祀る吉良明神社がある。社記によれば、近世にいつてもとの家来が祀つたものという。社は小丘の上に森閑として静まり返っている。骨肉の強い絆をも吹きちぎる憎しみは、苛烈な戦国の人びとの宿命であつたであろうか。

長宗我部検地と吾南地方¹¹²

長宗我部氏の天正検地 近世封建社会では検地はもつとも重要な政治であつた。検地によって田、畑、屋敷を捉え、家臣の所領を確定するとともに、農民を土地に緊縛し、これらに対して軍役、年貢、夫役を課し、封建社会を運営するからである。すでに戦国大名も今川氏をはじめ領内に検地を実施したものが少なくない。「土佐物語」によれば、元親の家臣が「昔の検地は、事粗く精しからぬかと覚へ候間、今新に棹を入れ、検知を正され候はゞ、土地の広狭諸士の分限、年貢収納の爲め、宜く候はん」と新しい検地を勧めている。「土佐國靈簡集」等に出る坪付状（古帳）等は、右の昔の検地を示すものと思われる。したがって、元親が領域拡大を中止し、大閥秀吉の支配下に、土佐一國に固定された領域を持った時、やがて検地はその政治日程に上つてくる。すなわち「土佐物語」によれば元親は、

我れ諸士に、賞祿を心の儘に行ひ、妻子をも安穩に扶持させんと思ひ、四方に発向して軍慮を廻らし、士卒を勞したる甲斐もなく、我さへ只一國の主となりぬれば、諸士に報謝する事も叶はねば、切て國中を検知して郷村を正し、収納を全くせんと年月思ふといへども、公私の物忽に依つて打過ぎぬ。頃日世上静謐なれば、衆議に任せんと思立つ所に、斯る發言は自然に天の示す所なり。此上は評するに及ばずとて、國中検知あるにぞ極りける。



「喜津賀東分地検帳」奥書（高知県立図書館蔵）

では、検地は具体的にどのような行なわれたのであろうか。各地検帳の巻末にはほとんどすべて検地役人の名が記入されている。花押もあって責任の所在も明らかにする。

いま一例として「森山地検帳」巻末記載を示そう。

天正十七年己丑

二月十日

- | | | | |
|-------|----------|----------|----|
| 杖 | 大さと衆 | 宮地 五良左衛門 | 花押 |
| 杖 | 橋川 忠 丞 | | |
| 杖 | 竹内田 兵衛 | | |
| 杖 | □ □ 彦 丞 | | |
| 久佐賀衆 | 近沢 左右衛門尉 | | |
| 尾川衆 | 浜田 八良左衛門 | | 花押 |
| 畑筆者 | 大黒与七兵衛 | | 花押 |
| 杓田筆者 | 秦泉寺 左近 | | 花押 |
| 目付 | 地引森三良左衛門 | | |
| 森山ヨリ | 地引左近衛門尉 | | |
| 喜津賀ヨリ | | | |

として、前記家臣の意見具申を好機として検地を実施する。もちろん文飾が非常に多いので、すべてを信用できないが、元親の検地の意図は示されている。

ところで「土佐物語」は、検地をすべて元親の自発的な意志と定めているが、実は元親検地の時点は、秀吉の九州征服成功直後であり、同時に西日本各地で検地が行なわれている。これは秀吉の命令があったからである。「土佐国編年紀事略」の筆者中山巖水はいみじくも、

同年同日（天正一五年九月）秀吉天下の田畝を方量せしむ。是に依て元親土佐国中の田畝を検注して地検帳を作る。

とする。秀吉の命令を示す史料はないが、正しい推定と思われる。かくて長宗我部検地は、秀吉の命令を受けて元親が自己の裁量によって行なったことになる。これは「指出」と呼ばれる検地であって、秀吉の派遣した検地役人による直接の検地ではなく、元親にすべてを任かし、最後にその結果を「長宗我部地検帳」として提出させたものである。高知県立図書館に架蔵される「長宗我部地検帳」山内家所有 原本は、そのうち長宗我部氏が手許においたものと考えられよう。

地検帳には検地日付があり、それによって長宗我部検地を考えれば、まず天正十五年（一五八七）より同十八年（一五九〇）にかけて、土佐一国の惣検地が行なわれる。これが真の意味の長宗我部検地であり、その後慶長二年（一五九七）を中心に、部分的な仕直し検地が行なわれる。吾南地方は奇しくも両方の検地を示す地検帳が残されている。いままず吾南地方の天正の地検帳を一覧表として左に示すことにする。

左の表を見てただちに気付くのは、弘岡村のないことである。これは後述の慶長の検地によって、新しい地検帳ができたので廃棄されたものと思われる。弘岡村同様に二度の検地を受けた吾川郡伊野村等には、両期の地検帳がともに現存しているからである。

帳	名	村	名	検地日付
吾川郡仲村郷森山地検帳		森山、秋山、甲殿、中島		天正一七・二・一〇
吾川郡仲村郷喜津賀西分地検帳		西分、西諸木		天正一七・三・二五
吾川郡喜津賀東分地検帳		内谷、東諸木、吉原		天正一七・四・二
吾川郡仁ノ村西畑		仁ノ村、西畑		天正一七・四・六

日付	検地筆数	検地高
同 二二日	休(雪)	
同 一三日	六五	七・九・二二・三
同 一四日	四三	五・四・一七・一
同 一五日	四九	五・九・二五
同 一六日	二七	三・九・一四
同 一七日	三二	三・九・一〇・一
同 一八日	六七	八・五・二五・五
同 一九日	四〇	五・九・一三・三
同 二〇日	三八	五・八・〇二・三
同 二一日	三三	四・〇・四四・一
同 二二日	五五	七・六・一七・一
同 二三日	四三	五・六・一七
同 二四日	八〇	八・八・三四・四
同 二五日	五九	七・二・四三
同 二六日	休(雨)	
同 二七日	七六	九・七・二三・一
同 二八日	五五	六・三・四九・三
同 二九日	八二	八・四・四九・四

これによれば、最初の二名は指揮者であり、責任者であって、しばしば長宗我部氏の有力家臣である。「杖」とは田地の丈量を行なうもので、各地より出る下級の武士である。「筆者」とはその結果を記録して帳面を作製する者、これも有力者である。またこれらを監視する者は「目付」である。最後の「地引」とは、各村より出て検地の案内役を勤めるとともに、雑用に当たたる夫役を準備する。近世は多くは庄屋が勤めたものであるが、この時点ではまだ庄屋役も正式にはないので、庄屋に代る政所等後の地下役であろうか。「森三良左衛門」については同地検帳に、

用成森清ノ西
 一、志反 出十九代二分久礼田買地
 上やしき ト有

同 野村帯刀給
 同 し(森山分)
 三良左衛門ゐ

とある有力名主層のようである。

こうして各地に派遣された検地役人は、毎日どれくらい分量の検地を行なったのであろうか。同じく「森山地検帳」には毎日の日付が示され、一日一日の検地の高が集計されている。はなはだ一目瞭然である。一覧表としてみよう。

日付	検地筆数	検地高
一月 八日	三六	五町四反四七代三歩
同 九日	六五	九・九・一九・二
同 一〇日	三七	五・九・四六・三
同 一一日	五七	七・三・二九・五

二月一日	五七	六・五・二〇・一
同 二日	六二	八・三・三六・四
同 三日	八三	一〇・二・四二・二
同 四日	六一	七・一・四六・一
同 四日	四四	五・六・三三・二
同 四日	四〇	五・六・三二・二
同 四日	休(不明)	
同 九日	九一	一一・一・三五
同 一〇日	五三	七・八・三〇
同 一一日	休(不明)	
同 一二日	七九	一五・六・〇八

(註、一代=六坪)

他の地検帳の場合もこれと大同小異であろう。なお森山村に検地役人が到着したのは天正十七年(一五八九)一月六日で、翌七日は万端の準備、その翌日から検地開始、三十四日間に雪、雨を加えて四日の休日という精勤振りであった。いま一日の検地量を左表として集計してみた。まず筆数の場合

四〇未満	四〇一七〇	六〇以上
六日	一九日	五日

地高の場合

三一五町	五一八町	八町以上
三日	一九日	八日

大体の進捗状況は理解されよう。吾南地方は戦乱後二十六年である。在地は一応落ち付いていたのであろうが、なお田地の権利には問題が多く、検地役人として諸問題に悩まされたのであろう。ことに検地の目的には、たいてい田地の厳しい丈量による年貢、夫役の増徴があった。当然に耕作者の強い反撥がある。その点については、天正検地には伝えられていないが、以下慶長検地については、その点にも触れることにしよう。

長宗我部氏の慶長検地 前述したように、慶長検地は天正検地をすでに一度行なった所を、改めて再度検地したものであって、それには相当の理由があったはずである。いま慶長検地の行なわれた地域を見るに、ほとんど吾川郡に限られている。吾川郡の慶長検地の地検帳を示せば、

帳名	村名	検地年月日
大野郷伊野村地検帳	伊野村	慶長二・四・二九
下分御地検帳	賀田、神谷、小野	同 二・四・二二
弘岡地検帳	弘岡中之村、上之村	同 二・四・二六
同 右	弘岡下之村	同 右
下分御地検帳	鹿敷、勝賀瀬、楠瀬	同 二・五・一九
八田之村地検帳	八田村	同 二・五・二〇

このように、大体慶長二年(一五九七)四―五月にかけて行なわれた。その理由として考えられるのは、吉良左

京進親実切腹―長宗我部吉良氏滅亡である。改めてその旧所領に検地を実施したものである。もちろん長宗我部氏は支配の強化を目指して、厳しい検地を行ない、左表のように再検地によって地高は増大し、自然また貢租も増徴となったはずである。

村名	天正検地地高	慶長検地地高	比率
下分郷	五六町一反	七〇町五反	(+) 二六%
八田村	六八・三	九七・四	(+) 四二%
伊野村	一〇七・七	一六七・六	(+) 五六%

まことに驚き入った打出^(改)しであった。ところで吉良左京進親実の所領は、「喜津賀分」「仁ノ村西畑」にも広くわたっていた。しかるに喜津賀分には慶長検地が行なわれていない。大いに不思議とするところである。その点について「土佐物語」にはまことに恰好の記事がある。すなわち

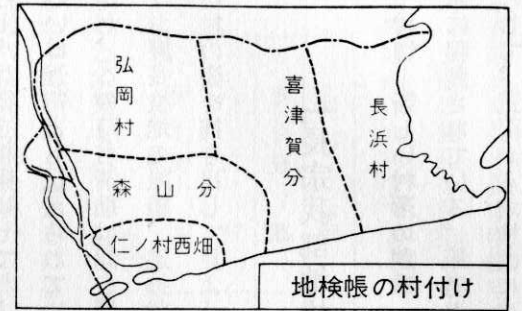
斯る所に籠宗^宗全とて、算勤に通じ検知^(地)の功を得たる者あり。生所は知らず、弘岡の郷に住しけるが、浦戸に來りて申しけるは、近年國中点検候ひしかども、甚だ魔味^{ネキミ}にして収納に損失の候、某に仰付けられ候へかし。國中悉く改め、一万石の地より千石は輒く打出し候べしとぞ申しける。家老共是は民を虐ぐるの道なれば、憎き事を申す者かと思へども、収納の為なれば制止むべきにあらず、其意にぞ任せける。先づ己が住所の辺弘岡、伊野、畑(八田)を点検しければ、千石の地より八百石餘打出したり、近辺の郷民是を聞きて歎き悲しむ事甚し。慶長四年十二月卅日の夜何者の為業^{トギ}にやありけん。宗全が家に四方より火をかけたなり、夜更け寝入りたる事なれば、宗全通る方なく遂に焼死にけり、因果歴然とぞ見えし。後には是を聞けば、近辺に住居の一兩具足の所為なり。

細部においては多少問題があるが、この厳しい検地役人籠宗全は、前述慶長二年(一五九七) 検地を宰領したも

のようである。多くの人から怨を買ひ屋敷に放火されて焼死する。焼死させた一兩具足^(領)は後述の在地武士で、武士であったが農業をなお止めてはいない。検地による打出で大迷惑を受ける人びとである。戦いにも臨むので意気も盛んである。宗全の検地に我慢ができなかったものであろう。悪くすれば検地反対の一揆に発展する可能性も含んでいたはずである。長宗我部氏はこの抵抗に驚き且つ反省して、吉良の旧領喜津賀等の検地を、中止したものと考えてはどうであらうか。前述喜津賀等に再検地のなかったのは、その結果であると思われる。⁽¹³⁾ 長宗我部氏は検地に慎重で、田、畑、屋敷の権利関係にも慎重な配慮を怠っていない。このような事件はおそらく珍らしいことであつただろうが、事それほどに検地は重要な政治であつた。後の事であるが、山内氏が、寛永初年村上八兵衛を棟梁にして村上改という検地を行なつたが、八兵衛はこれによって怨を受け、仁淀川で遭難ともあるいは逐電とも伝えられている。また幕末も近い文政年中、藩は永吉清助に命じて相当厳しい新田検地を行なつたが、この時も清助は怨を買つてついに検地役人を罷免され、高岡郡仁井田郷(窪川町)に追放を命ぜられた。なお慶長検地の組織、進捗状況等は天正と大差ないものであつた。以下地検帳をもとにして、当時の春野地方の農村の姿を描き出して見よう。

「長宗我部地検帳」と春野地方

村切―新しい村落の創設 「長宗我部地検帳」三百六十八冊は、いま高知県の誇る文化財として高知県立図書館に秘蔵されている。筆者はすでにこの地検帳によって、吾南地方の歴史をいく度か考えてきたが、以下まとめとして、正面から地検帳に取り組んでみたい。



大村落名	内包された村落名
弘岡村	上之村、中之村、下之村
喜津賀	(東分) 内谷村、東諸木村、吉原村 (西分) 西分村、西諸木村
森山分	森山村、秋山村、甲殿村、中島村
仁ノ村西畑	仁ノ村、西畑村

差であって、住民の意志が村落の団結、活動に重要なことは今も昔も変りはない。ただ今の村落には下から盛り上げる力が積極的であり、昔の村落は上からの支配が強力であったとすることはできよう。しかしながらそれは程度の差であるに当り、「郷村を正」すことを狙って、検地の一目標としたことは正しいと思われる。

さて春野地方には、検地によってどのような村落が確定されたのであろうか。まず右の図と表を見よう。

たしかに伝統ある吾川庄の仲村郷、大野郷の名称は、地検帳の題名になお残ってはいるが、もはやそこには村落としての実質はない。もちろん吾川庄は題名からも消え去った。そして生まれた大村落は、前述国人の支配圏とほとんど一致することに気が付く。長宗我部氏の村落決定は、そうした伝統になお多く従ったものであり、近世村落とは相違していたことが、前表でも知られる。その理由については後述として、これら国人の支配圏単位

の村落の境界について、地検帳の註記を見ることにしよう。

まず弘岡村と森山分との境については

上際弘岡大塚ツメテ。

〔森山地検帳〕

なお森山分と高岡郡高岡村の境界については、

如来堂ノ南ノハシ、西ハ高岡大塚ツケノ木ノ四至アリ。

〔森山地検帳〕

さらに同様に弘岡村との境は、

高新ハク北ハヒロラカ塚。

〔森山地検帳〕

弘岡村と喜津賀との境界は、

西ハ弘岡大塚北ハランヒキ岩。

〔喜津賀西分地検帳〕

なお喜津賀と東隣長浜村との境界は、

タレウツノミ子喜津賀大塚詰テ。

〔長浜村地検帳〕

また喜津賀と森山との境界は、

同しノ南ノ川詰テ、川ヨリ東喜津賀森山大塚王子ノハナ浜限詰テ。〔森山地検帳〕

森山と仁ノ村西畑については、

中芝森山大サカイツメテ。

〔仁ノ村西畑地検帳〕

右は一例であるが、これによって以上四カ村に嚴重な境界を設定していることがわかる。これらの村々は、かつて名主の契約―団結の核として国人を戴いた伝統がある。長宗我部氏は彼ら名主の横の契約を、縦の被官関係に切り替えて土佐を統一したが、統一した後は、またもとの横の契約による村落の団結は、支配上必要であり有

利である。すなわち各村単位にもとの名主層改め一領具足を衆として編成し、長宗我部軍制の中核としたからである。かくてこれら村単位に喜津賀衆、弘岡衆、森山衆等の在地武士の集団が生まれ、長宗我部権力はその上に乗ったものである。したがって、前表のようにこれら四カ村の下には、より生活共同体的な小村がすでに生まれ、これらが、近世の公式の村となるまでは分化独立への動きを示しながらも、なお四ヶ村の内部組織に止まったようである。一領具足の百姓並という革命的な変化によって、はじめて近世の村が生まれることは、後述するところである。

ところで、これら四カ村は国人の村に始まるので、境界線は国人勢力の進出、後退によってジグザクとなり、また飛地として自然物による境界とは一致しない場合がある。たとえば、「森山地検帳」の甲殿には

ミナトタノ同しノ西
一、壹段拾代 出六代二歩

同村(甲殿ノ村)木ツカ□池左近衛門尉給
喜津賀分
太良兵衛作

ほか四筆の喜津賀分の飛地があり、検地の段階では吉良左京進親実の支配下である。またこのような例は森山分の秋山村にも

□クタ
一、貳段 出十代 中

秋山ノ村 □□□九衛門□
喜津賀分

ほかかなり多くの喜津賀分がある。これに対し「仁ノ村西畑地検帳」には、

花ノ木ノ谷 出拾代五歩
一、三拾代 中

同村(仁ノ村)内場妙楽寺扣
森山分

等数筆の森山分がある。同帳にはまた「右之外森山有分」として

奥谷ノ同しノ北
一所壹反 出貳拾四代四歩 上
百姓地

森山村有 太良衛門扣
仁ノ村西畑分

等をあげ、たしかに国人の所領はかつて錯雑した境界をつくり、それを受け継いだ所領関係は複雑である。しかしながら検地によって「郷村は正」されたので、明瞭な境界線は引かれ、それぞれ村落の団結は改めて強化される。これは一面耕作農民が、一領具足の下から成長したことを示すものであって、たとえ木塚氏から吉良氏と代り、給人もそれに従って吉良氏の家来であったとしても、耕作者は主として自然境界に基づく村の住民である。

当然に、村落内の共同生活に支えられて生産貢納に従うはずであった。かくて「土佐国編年紀事略」所収「秦氏政事記」によれば、長宗我部氏は、慶長二年(一五九七)これら村々に庄屋を正式に置く。吾南地方では

一木津賀

人数預り

横山九郎兵衛

庄屋 一町貳反

前田太夫兵衛

植田吉左衛門

五反卅代

猪右衛門

一弘岡 上下、八田

庄屋 壹町九反

堅作

森山、仁ノ村は出ていないが、村落制は整備の方向に向っている。「長宗我部掟書」には庄屋の任務が数多く示されている。いずれも上からの要求であり、一方的な負担を農民に強いるものであるが、これがやがて近世村落制の出発となるのもちろんである。

給地—給人(一領具足) 前述村切—村落の編成のつぎに、「長宗我部地検帳」で注意をされるのは、長宗我部氏の戦国大名的支配を示す家臣団の性格である。この点について地検帳の語るものは、まこと複雑であり、場

村名	給人總數	在地給人	非在地給人
喜津賀 吉原村	一四三	六	一三七
“ 内谷	一五三	一三	一四〇
“ 東諸木	二二二	一三	二〇九
“ 西諸木	八六	九	七七
“ 西分	二二二	二〇	一九二
森山分 森山	一四四	二〇	一二四
“ 秋山	一五四	一〇	一四四
“ 甲殿	六	一	五
仁ノ村 ^{西畑} 仁ノ村	六八	一一	五七
“ 西畑	三八	九	二九
弘岡村 上之村	九九	三三	六六
“ 中之村	五二	二五	二七
“ 下之村	三五	〇	三五
合計	一四二二	一七〇	一二四二

いま同書によって、春野地方の分を集計一覧表として左に示し、いささか先人の労苦を偲ぶものである。なお正明は給人の中より、「寺院」「定尺」「大鋸」「中間」等武士らしくないものは削除しているので、給人の実際数はもう少し多いと思われるが、大した差はないのであろう。

合によってはほとんど難解と思われる点が多いが、以下まず土地―田、畑、屋敷を給地、名田、散田に分ち、これに対応して給人、名主、作人を考え、長宗我部氏の家臣団およびこれを中核とした長宗我部支配下の社会を考へることとする。

長宗我部氏が、戦国期的秩序として成立した被官契約を強化実施した結果、地検帳には後述のように、土地を給与された給人と、当該の田地―給地が一般的に登録されている。主従関係は恩義と奉公によって成立するので、給地を与えられた給人は、主として軍役よりなる給役を負担しなければならない。地検帳はこれらの給人―給地の一筆宛村別一覧表である。吾南各村にも、給地―給人が充ちあふれており、土地を求めて、戦場の冒険に賭けた物凄いエネルギーのまた一覧表といえる。いま参考のため前記四ヶ村について各一例を記してみよう。

石丸

一、老反卅代 出廿六代
下々鼠

同村(種間ノ村) 森三良衛門給。
森山分

「森山地検帳」

門ノ前

一、四拾七代五分勺 中 喜津賀分

同村(仁ノ村) 松村藤兵衛給。
仁ノ村

「仁ノ村西畑地検帳」

中島

一、所老反拾代 出八代
中ヤシキ

中島村西分 岩川与三左衛門給。
喜津賀分
主居。

「喜津賀西分地検帳」

同所(ノツコ)ノ西

一、四十代 出十三代
下屋敷

同(ノツコノ西村) 主居。
藤田治部給

「弘岡地検帳」

第十八世紀中頃出た土佐の史家奥宮正明は、地検帳の「給」に注目し、これら給地を受けた者を地検帳より抽出し、これを長宗我部氏―秦氏の家臣団とし、村別に集計して「秦士録」として残した。驚歎すべき労作である。¹⁴

この表からいろいろの点が考えられるが、まず夥しい給人の数である。もっともこれは隣村に在住したうえ各村に散在所領を持ったために、同一人が数回表の上に現われる等かなり水増しになっているが、それにしても多いことは否めない。土地に対する人びとの欲望に、長宗我部氏が答えたものと考えられるのであって、前述人びとのエネルギーの数的表現でもあるが、また長宗我部氏が人びとより支持信頼を受けた理由でもある。ただしこれほどに散在した所領を、どうやって給人は経営したのであるか。また庄屋は、どうやってこれらの所領からの年貢を給人の手許に送り届けたのであろうか。異常なまでに膨張した家臣団および給地の整理は、避けることのできない政治課題となっていたことが示され、これが浦戸一揆という惨酷な過程で行なわれたことは後述する所である。

ところで給人のうち前表の在在給人のほとんどが、いわゆる一領具足であって、弘岡中之村、上之村の「名寄帳」の示すように、多くは少額の給地を持ち、また「弘岡地検帳」中之村上之村の、

ハサマ楠木ノ下
一、三十代 出四十三代三分
中島

同(蔵島村) 主作。
北代七兵衛 給

の「主作」とあるように、作職しよ耕作権を持ち多くは耕作を止めていない。すなわち自作農である。もちろん少数の名子、被官を従えたものも多いが、近世武士のように農業耕作を止め、城下町に住した者とは、根本的に相違した戦国武士である。長宗我部氏を一度は四国征服にまで拡大させたものは、この一領具足であったとするこゝとができる。しかしながら兵農分離は世の大勢であった。長宗我部氏も政治課題として迫られていたが、ついに長宗我部氏はこれを完成することができなかった。一部家老大身に寄力(騎)の衆が生まれたが、その滅亡の段階でも、長宗我部兵力の中核は一領具足の前述村ごとの衆であった。その凄惨な抵抗が浦戸一揆であり、これによ

て、給地と給人の両方の近世化が進められたといえる。なお「弘岡地検帳」中之村上之村に

川窪ヤシキ
一、壹反十代 出壹反十代
上屋敷

同(川窪ノ村) 主居
川窪神兵衛 給

は、給地のほかに、多くの名田、散田を扣えていた。以下給地―給人(一領具足)のほかに、これら名田、散田―百姓について述べよう。

名田、散田―百姓 長宗我部氏が名田と給地とを厳しく区別したこと、また名田を所有した名主が、名田を給地に換え名主から給人をと希望したことは、「土佐国蠹簡集」所収の「戸田文書」にはっきり示され、当時の一般的な情勢のようである。中世は一般に名田―名主によって土地制度が成立したのであって、これらの名田―名主は年貢と夫役を地頭、庄官に勤仕したものである。戦国的秩序によって名田は給地となり、名主は在地給人へと転化する。¹⁷したがって給地となれば軍役中心の負担となるので、年貢は領主に納められない。そこに領主財政の問題がある。¹⁷長宗我部氏が、地検帳の示すように多くの給地―給人を擁しながら、他方名田、散田をまた強力で維持創出しようとしたのは、財政問題も大きく関係する。これら名田、散田を近世の蔵入地の起原の一つと考えてはどうであらうか。その年貢が直接領主の所務となるものである。ところで名田と散田との相違はどこにあるのであろうか。近世では散田は¹⁸荒蕪地―荒地のように解せられる場合もあるが、長宗我部氏はこれをどう区別したのであろうか。「長宗我部掟書」にも

一、奉行人として、名田散田作る事、堅く停止の事 原漢文。

とあって、同様に耕作された農地ということになる。たしかに「仁ノ村西畑」地検帳の

コウシフン
一、老反下内三代 久荒。

同村 スケ六良左衛門扣
サンテン 同 し(仁ノ村分)

のように「久荒」―荒地もあるが、「弘岡地検帳」中之村上之村の

茶庵床
一所三十五代 出式十七代
下々畠

川窪ノ村 福留四郎左衛門尉扣
散 田
主作

として、等級―生産力こそ低いが立派に「主作」と耕作されているうえ、中には等級上の田畑さえある。なおこの地検帳では一般にたとえば「貞宗散田名」として、散田から名田へと動いているようである。まったく名田と散田の区別はつきかねることが多いが、長宗我部氏がかなり峻別しているところから、何らかの区別があり、たとえば作人が逃亡没落したもの、開発が比較的新しいもの、あるいは洪水等危険区域で生産の不安定な場所等から、名田と区別して設定―長宗我部氏の直支配下においたものであろうか。

さてそれはそれとして、これら名田、散田の所有者は、すべて前例のように何某「扣」として示される。すなわち扣主として登録されるのであって、この扣主は、中世以来の伝統を持つ名主の流れを汲むものである。前項の川窪神兵衛はその適例であって、弘岡上之村の川窪村に居住しながら、多くの散田を扣えている。もっとも神兵衛は給地を与えられ、他方では給人である。したがって給人と名主とは同一階層である。甚兵衛の場合一方で軍役を奉仕しながら、他方では年貢も負担する仕組ということになる。甲殿村の池弥十良の場合も同様であるが、こうした給人―名主という有力者に対して、より新興の扣主―作人層の台頭は見落されないのである。いま「上之村中之村名田散田帳」を集計すれば、扣主の持高は左表となる。

持	高	一反以下	一一五反	五一一〇反	一〇反以上
人	数	四	一八	七	一五

扣主には前述給人と同一階層があり、この表もそれを含んではいるが、一一五反層に単にたとえば彦四良、喜四良と名前だけで出る者は、新しい名田、散田の所有者として台頭してくるものと考えられる。

こうした新しい動きを示す階層は、実に近世の農民として出番を待っている者であって、これらは、とくに給人の給地にあるいは名主の名田、散田に左のように作人として出る者である。たとえば「弘岡地検帳」中之村上之村に、

鳥クビ
一、老反拾五代 下畠

上島 河窪神兵衛扣
上島 散田
吉六作

の「吉六」や、また同帳の

同所(ヲトミ)ノ東
一、三十代 出四十三代三分

同(長谷川内) 喜八作
正木弥拾郎 給

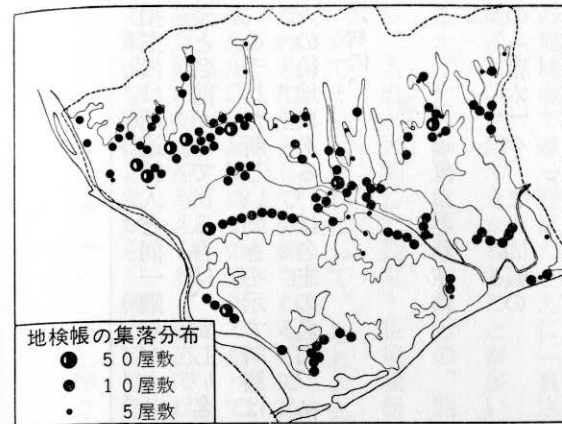
の「喜八」らである。ただ注意しなければならないのは、右の筆に隣って

同所(ヲトミ)ノ東
一、四十代 出十四代三分

長谷川内 本近藤若狭分
道 標
川窪神兵衛作

と出ることであって、神兵衛は前述給人であり、名主であったが、さらに作人でもあった。土地制度がなお十分に整理されていない複雑な姿であって、これが近世になって土地は武士のもの、耕作者はすべて百姓と明瞭にな

ってくる。したがって、「長宗我部地検帳」から、農業経営の具体的な姿を求めることはなかなか困難であるが、一応結論として、ほぼ同一階層として在地給人と名主があり、これらが多くは自作経営を行ないながら、また小作もさせる。小作するものは作人であるが、作人もしばしば給人や名主を兼ねているということである。実際には給人、名主ともに被官、名子と呼ばれ、あるいは家来ともいわれた隷属農民を従え、その労働力によって農業経営を行なったが、これら隷属農民の姿を地検帳から見出すことはむづかしい。作人の今一つ下であるからである。ここで地検帳から集計した。各村々の屋敷数を一覧表としておこう。



村名	屋敷数	村名	屋敷数
喜津賀 西分	二〇七	森山分 甲殿村	二七
同 西諸木村	三六	仁ノ村 西畑	八五
同 東分 内容村	八三	同 仁ノ村	九八
同 東諸木村	八七	弘岡村 上ノ村	二八九
同 吉原村	一四四	同 中ノ村	一八九
森山分 森山村	一八四	同 下ノ村	一八八
同 秋山村	一〇三	合計	一七二〇

これらの屋敷にはたとえば「喜津賀西分地検帳」の

同シノ南 出拾八代五歩 同村(大寺村) 大寺領
一、老反 中ヤシキ 同 し(喜津賀分) 八八不居

という屋敷もあったので、屋敷数から人口を推定することは、一屋敷の含む人口平均値もわからないので不可能であるが、いちおう一屋敷七人とおけば約一万二千人となる。現在と比べてやや過大とも思われるが、いちおうの目安にはなるだろう。

なお詳細は後述するが、春野地方は検地の段階では圧倒的に畠地が多く、今日の良田はほとんど用水路がなく畑地であった。したがって当時生産力の高い所は、今日では利用度の低い低湿地で、比較的水の安定した場所であった。たとえば西分の伊勢宮、十田、大用、川淵、芳原の木津賀古城東方、弘岡中の薬師堂前方、同の荒鞍川内南部、弘岡上の大谷の一部等に「上々」という評価を受けた田がある。水の不便な所は「下々」が多い。いかに灌漑に苦心したかを知ることができよう。これらを一挙にほとんど根本的に改善したが、野中兼山の弘岡井筋であったことはまた後述するところである。

註1、光清城跡とされるのは、東諸木と芳原との境高さ二二〇メートル愛宕神社付近である。頂上にはシヒ、ヤマモモの巨木が社叢をなし、形勝の地である。
 註2、秋山城跡には二説あり、一つは上秋山の和田山、他は下秋山である。和田山城跡は高さ四二メートル、頂上の二一三メートルの平坦部は、五メートルほどの急崖に囲まれている。頂上から山脚がヒトデ状に伸び、それぞれに壘のあった観がある。また城跡西麓の和田には、和田寺跡、岩脇神社等もある。

註3、史料に厳しい中山巖水は、「土佐国編年紀事略」に軍記物からは「古城伝承記」等小数を引用しているだけである。
 「古城伝承記」は文飾が少ないからと思う。
 註4、「喜津賀分」の地検帳に、幡多郡地方出身者と考えられる「雞冠木」らの多いのは、この関係からであろう。
 註5、森山分の中島村(土佐市)には「香宗我部御分」とある。森山分全体も香宗我部氏の所領であったと思う。
 註6、主として「土佐物語」であるが、長宗我部家臣中の極悪人とされている。仕立てあげられた感じも強い。
 註7、土居肥前は三度出る。まず永祿十二年(一五六九)の蓮池城裏切り、ついで吉良親実、久武内蔵助助翰当て、最後に勝賀野次郎兵衛上意討である。年代からは一人とは考えられないので、あるいは親子であろうか。創作が加わっているか

もわからない。

〃 8、天正十六—十八年（二五八—九〇）まで三説ある。「土佐国編年紀事略」では天正十八年（一五九〇）と推定している。

〃 9、土佐の軍記物は古色を伝える「元親記」、「長元記」をのぞき、第十八世紀成立で、戦国武士の争いが儒教倫理で曲げられている。

〃 10、勝賀野次郎兵衛鬨死の場所蓮池（土佐市）には、後人の建碑がある。古色蒼然である。西山氏は、しかしながらこの場所は地検帳の次郎兵衛の屋敷とは別であるとされる。なお次郎兵衛の墓所は、同地の東方五〇メートル芋が岡の小丘とされている。

〃 11、「喜津賀西分地検帳」に

同シ北大ソエ
一、式段 出拾壹代五歩
中

西分同村（中島村）吉良彦太夫給
同 喜津賀分

とある。

〃 12、長宗我部氏の検地および地検帳については、「長宗我部地検帳の研究」拙稿。

〃 13、長宗我部氏が検地に慎重であったのは、地検帳の註記「説明書きにしばしば発見される。当該の田地について、その権利を示す文書記録の提出を求めて決定を下す。場合によっては「論所」として決定を持ち越し、元親の決裁を受けるという慎重さであった。

〃 14、谷秦山の弟子で「土佐国蠹簡集」の編者、幕末の中山蔵水とともに土佐の科学的歴史の創始者である。

〃 15、近世土佐藩の地方知行では、およそ一〇〇石—一〇町を下限としたのであった。長宗我部氏ははるかにこれより少額の田地を給与していた。したがって長宗我部氏には蔵米知行はほとんどない。そのため給地を与えられたものを一概に武士身分とできない面もある。たとえば左のように「弘岡地検帳」中之村上之村に、

同所（市屋敷西町）ノ北
一、十六代 出七代 壹歩
中屋敷

同 源左衛門作
索 麵 師 給

また

同所（市ノ後）ノ北
一、三十代 出九代
中島タ

同（釘抜村）ノ主作
御定尺与五郎 給

また

同所（啞ヤシキ）ノ東

一、式十九代式分 中ヤシキ

同（ツチハシ村） 主居
坂者五郎衛門 給

これらは武士身分とは思われない。

〃 16、「土佐国蠹簡集」所収史料によれば、慶長五年（一六〇〇）浦戸一揆の際にも、一領具足は麦の蒔付けを考慮して浦戸に籠城しなければならなかった。

〃 17、喜津賀分の地検帳には「佃」「正作」等がある。これらは領主財政の点から考えなければならない。

〃 18、野中兼山の郷土起用には、散田を開発して領知にと出願させている。散田はこの場合荒蕪地のようである。

〃 19、地検帳の分析で苦しむのは、給地、名田、散田によって武士と農民を区別し、これによって農業経営を知ることと、屋敷居住者を確かめることによって農村社会の姿を求めることである。